

- ・「土地」には、合同庁舎等に係る敷地等、土地の国有財産台帳記載額を計上している。
- ・「立木竹」には、緑化施設や樹木等、立木竹の国有財産台帳記載額を計上している。
- ・「建物」には、合同庁舎等、建物の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「工作物」には、建物に対する構築物等、工作物の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「船舶」には、検疫所所有の船舶等、船舶の国有財産台帳記載額から、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、本会計年度末現在未完成の工事に係る工事代金支出額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額50万円以上の重要物品について、減価償却累計額を控除した額を計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェア等に係る資産を計上している。
- ・「出資金」には、福祉医療機構、雇用能力開発機構等に対する出資金を計上している。
- ・「未払金」には、年金給付の未払金等を計上している。
- ・「未経過保険料」には、労災保険料の未経過期間に相当する前受額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される期末手当、勤勉手当の支給見込額のうち、本会計年度に帰属する額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、特定国有財産整備特別会計に対する債務、及び健康保険に係る前納保険料等を計上している。
- ・「責任準備金」には、翌年度以降の労災年金給付に必要と見込まれる額を計上している。
※「責任準備金」については、労働保険特別会計（労災勘定）財務書類を参照。
- ・「公的年金預り金」には、厚生年金及び国民年金に係る現金・預金及び運用寄託金（いわゆる積立金）並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、未払金を控除した額を計上している。
※「公的年金預り金」については、厚生保険特別会計（年金勘定）財務書類、国民年金特別会計（国民年金勘定）財務書類を参照。
- ・「支払備金」には、当該年度末における受給資格者に対して、支給することが見込まれる失業保険金の額等を計上している。
- ・「借入金」には、厚生保険特別会計における昭和48年度末歳入不足補填債務借入金、旧日雇健康勘定に係る歳入不足補てん債務借入金、及び国立高度専門医療センター特別会計における財政融資資金に対する借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当、国家公務員災害補償年金及び整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）に係る退職給付のうち、本会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、資産合計と負債合計の差額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員に係る人件費のうち、当該年度の負担額を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、賞与支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「健康保険給付費」には、健康保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「厚生年金保険給付費」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する保険金給付費の額を計上している。
- ・「船員保険給付費」には、疾病保険給付費、失業保険給付費、年金保険給付費に係る保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「老人保健拠出金」には、老人保健法の規定による医療費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「退職者給付拠出金」には、国民健康保険法の規定による療養給付費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「介護納付金」には、介護保険法の規定による介護納付金の支出額を計上している。